

(様式5)

都 行 第 7 5 0 号

平成 30 年 9 月 25 日

広告代理店 }
広告主 } 御中

さいたま市長 清水 勇 人
(公印省略)

広告掲載に係る見積書について (依頼)

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、広告事業の一環として下記広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、別添見積書様式にて下記のとおり、当該広告掲載に係る見積書及び広告掲載申込書兼誓約書を提出下さいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 広告媒体名称 | 家庭ごみの出し方マニュアル |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり |
| 3 | 広告主等の
決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出期限 | 平成 30 年 10 月 16 日 (火) 正午までに「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」を封緘の上、ご提出ください。 |
| 5 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所 5 階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 |
| 6 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当：宮澤・神田

電 話：048-829-1106

F A X：048-829-1985

E-Mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

見積書提出に当たっての留意点

1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効といたします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

〇次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	家庭ごみの出し方マニュアル	
発行部数	660,000部	
規格	判型	A4判
	ページ	20ページ
	色	4色カラー
発行頻度	年1回	
発行日	平成31年4月1日	
配布期間	平成31年3月28日～平成31年3月31日	
内容	市民に対しごみの分別や収集曜日、ごみ減量の周知啓発を図るもの	
配布エリア・対象	市内全戸	
配布方法	市内の全世帯に直接配布 各区くらし応援室、区民課、支所、市民の窓口でも随時配布	
発行元	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課	
備考		

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	最低募集価格 （税込み）
表紙以外のいずれかのページ	68mm×180mm	1枠	4色カラー	350,000円
特記事項	掲載が望ましくない業種：便利屋、一般廃棄物収集運搬許可業者、葬祭業者			
初稿入稿締切	平成30年12月21日（金）			
最終入稿締切	平成31年1月11日（金）			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください（データ形式：イラストレーター、文字はアウトライン化）。

※原稿内に「広告」である旨を明記してください。

※入稿時には出力見本を添えてください。

※初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこともありますので、その場合であっても広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。

3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。
申込締切日	平成30年10月16日(火)正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1985
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ表

さいたま市
家庭ごみの出し方
マニュアル 平成30年度版
1年間保存してお使いください

資源物1類 種類ごとに 透明袋 または 半透明袋 毎週 曜日

資源物2類 種類ごとにひも等で しばる 毎週 曜日

有害危険ごみ 種類ごとに 透明袋 毎週 曜日

もえないごみ 透明袋 毎週 曜日

もえるごみ 透明袋 または 半透明袋 毎週 曜日

祝日も収集します (1月1日~3日は除く)

- 収集当日の朝8時30分、もえるごみ早朝地区は朝5時30分(地域で決められた時間)までに出してください。
- 事業所のごみは家庭ごみ収集所には出せません。

裏

家庭ごみの持ち込みについて

土曜日、祝日、ゴールデンウィークの連休日及び年末等は、「家庭ごみの直接搬入」のため、多くの方がごみ処理施設へお越しになります。

各ごみ処理施設では、場内整理に努めておりますが、受付からお帰りになるまでにお時間を要するだけでなく、施設への出入口道路・周辺道路で渋滞が発生し、近隣住民の方々にご迷惑をおかけしています。

そのため、来場の集中日を避けるとともに、**できるだけ地域の収集所をご利用いただきますようお願いいたします。**

問い合わせ先 下記の【ごみ処理施設】を参照してください。

連絡先一覧

●ごみの出し方に関すること ●ごみの収集・収集所に関すること ●ふれあい収集に関すること 【清掃事務所】	西 清掃 事務所	西区宝来52-1	☎ 623-3899	FAX 622-9144
	東 清掃 事務所	見沼区新堤272-1	☎ 685-0611	FAX 687-2018
	大 崎 清掃 事務所	緑区大崎317	☎ 878-0956	FAX 878-0959
●ごみの出し方に関すること 【区役所暮らし応援室】	西区役所暮らし応援室	西区西大宮3-4-2	☎ 620-2627	FAX 620-2762
	北区役所暮らし応援室	北区宮原町1-852-1	☎ 669-6027	FAX 669-6162
	大宮区役所暮らし応援室	大宮区大門町3-1	☎ 646-3027	FAX 646-3162
	見沼区役所暮らし応援室	見沼区堀崎町12-36	☎ 681-6027	FAX 681-6162
	中央区役所暮らし応援室	中央区下落合5-7-10	☎ 840-6027	FAX 840-6162
	桜区役所暮らし応援室	桜区道場4-3-1	☎ 856-6137	FAX 856-6272
	浦和区役所暮らし応援室	浦和区常盤6-4-4	☎ 829-6052	FAX 829-6231
	南区役所暮らし応援室	南区別所7-20-1	☎ 844-7137	FAX 844-7270
	緑区役所暮らし応援室	緑区中尾975-1	☎ 712-1137	FAX 712-1272
	岩槻区役所暮らし応援室	岩槻区本町3-2-5	☎ 790-0128	FAX 790-0262
●家庭ごみの直接搬入に関すること 【ごみ処理施設】 ※搬入時間についてはP7参照	西部環境センター	西区宝来52-1	☎ 623-4100	FAX 622-5353
	東部環境センター	見沼区篠子626-1	☎ 684-3802	FAX 686-0466
	クリーンセンター大崎	緑区大崎317	☎ 878-0989	FAX 878-0959
	桜環境センター	桜区新開4-2-1	☎ 710-6010	FAX 838-5310
●ごみの減量・資源化の啓発について	資源循環政策課	浦和区常盤6-4-4	☎ 829-1338	FAX 829-1991
	廃棄物対策課	浦和区常盤6-4-4	☎ 829-1336	FAX 829-1991

広告枠



再生紙及びベジタブルインキを使用しています



もっと身近に、
もっとしあわせに

本誌のマニファクトリーの作業量の一部は、この広告収入によってまわっています。
※このマニファクトリーは630,000部印刷し、広告収入を差し引いた後の残りは1部あたり1.8円です。

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな
住 所

ふり がな
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称
家庭ごみの出し方マニュアル

2 広告内容

3 業 種

4 その他
さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) T E L

(3) F A X

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること（広告主が決定していない場合は未定とすること）。

(様式7)

見 積 書

1 広告媒体名称

家庭ごみの出し方マニュアル

2 金

額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。